

嬉野市広告掲載取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嬉野市が所有する広告媒体に、民間企業等の広告を掲載すること(以下「広告掲載」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における広告媒体とは、次の各号に掲げる嬉野市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 印刷物
- (2) ホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる物品

(広告掲載の基本原則)

第3条 広告掲載ができる広告は、次の各号に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。

- (1) 公正かつ真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に、いかなる不利益をも与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗・慣習を尊重したものであること。
- (5) 関係法令及び社会秩序を遵守したものであること。

(広告掲載の基準)

第4条 前条の規定に反するもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載ができない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの及びおそれのあるもの
- (2) 意見広告又は名刺広告及びこれらに類するもの
- (3) 投機心又は射幸心をあおるもの及びおそれのあるもの
- (4) 青少年の健全育成を阻害するもの及びおそれのあるもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの及びこれに類するもの
- (6) 通信販売等で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの及びおそれのあるもの

(8) 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないとして市長が認めるもの
(広告の規格等)

第5条 広告の規格、広告掲載の期間、広告掲載の位置、広告掲載の枠数、募集方法その他広告掲載に係る要件については、広告媒体の使用目的を妨げない範囲内で、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告媒体に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、市長が定める期日までに、書面により申し込まなければならない。

(嬉野市広告審査委員会)

第7条 広告掲載の承認の可否を審査するため、嬉野市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員長は、市長が指名する部長をもって充て、委員は、部長及び課長の職にある職員のうちから市長が指名する職員をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、議事に係る広告媒体を所管する課の長を委員会に出席させ、意見又は説明を求めるものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができるものとする。

(広告主の倫理規範)

第9条 広告掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、広告掲載に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告に対する責任の所在を明確にするため、広告に広告主の名称、所在地及び電話番号を明記すること。

(2) 広告の仕様に変更が生じたときは、直ちに市長に申出て、承認を受けるこ

と。

2 広告主が前項の規定に違反したときは、市長が行う必要な是正の指示又は広告掲載の中止に従うこと。

3 広告主は、広告掲載の期間終了後、原状への回復を条件付けられた場合においては、速やかに当該広告媒体を原状に回復しなければならないこと。

4 その他広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、広告媒体の種類、広告掲載の位置、広告掲載の期間、広告の規格、広告の効果、類似広告掲載の市場価格等を勘案して、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、前条の広告掲載料を、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第12条 市長は、広告掲載が決定した後、広告掲載の期間内に、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載が中止になったときは、広告掲載料の一部又は全部を還付する。

(広告掲載の承認の取消し)

第13条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 法令に違反している等不適当な者であると判明したとき。

(3) 広告掲載の取消しを申出たとき。

(4) 倒産、解散等したとき。

2 広告主は、前項の規定により承認を取消された場合において、広告媒体を広告掲載の前の状態へ回復するよう求められたときは、速やかに広告媒体を原状に回復しなければならない。

3 広告主は、第1項の規定により承認を取消された場合において、損害を被ることがあっても、その損害の賠償を請求することはできない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。